

確認申請時における排水槽の臭気対策指導方針

(平成 16 年 3 月 25 日決裁)

(平成 20 年 2 月 15 日改正決裁)

(令和元年 7 月 26 日改正決裁)

1. 目的

この指導方針は、下水道法施行令改正を受け、建物の排水槽で発生する悪臭を防止するため、排水設備の確認申請における排水槽の必要な取り扱い事項について定めるものであり、この指導方針の実施により排水槽からの悪臭を防止し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

2. 適用法令

この指導方針は、下水道法施行令第 8 条第 11 号に基づき定めるものである。

※ 下水道法施行令第 8 条第 11 号

汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(平成 15 年 9 月 25 日公布 平成 16 年 4 月 1 日施行)

3. 定義

この指導方針で掲げる用語の意義は、下記のとおりである。

- (1) 汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- (2) 雑排水 厨房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- (3) 湧水 建物の地下構造物からの湧水・浸透水。
- (4) 排水槽 建築物から排除された汚水・雑排水・湧水を集め、これをポンプによって汲み上げ排除するために貯留する槽をいう。

4. 関係書類の添付

市長は、札幌市下水道条例第 8 条に基づき排水槽を有する排水設備の設置又は改築の確認を受けようとする者に対し、臭気防止対策が明確となるよう次の排水槽に関する書類の添付を求める。

- (1) 排水槽の位置図・平面図・断面図 (汚水槽・雑排水槽については床勾配を明記。)
- (2) 排水立管系統図 (排水槽へ流入する排水系統・通気管等が判別できるもの。)
- (3) 排水槽への汚水流入計算書及び排水ポンプ始動までの排水槽容量計算書 (何時間毎に排水できるかが判別できる資料。湧水槽を除く。)
- (4) 臭気防止装置の位置図・承認図・配置図・その他
- (5) 排水ポンプの承認図・性能曲線図・吐出計算書・配管系統図
- (6) 排水ポンプ室の平面図
- (7) タイマーを使用して排水時間を制御する場合は、タイマーのカタログ及び電気系統回路図
- (8) リレー運転等を行う場合は、電気系統回路図
- (9) その他市長が必要と認めるもの

5. 書類審査・指導について

排水槽を有する申請書の審査時には、次の事項に留意して審査・指導を行うこと。

(排水槽の構造)

- (1) 排水槽は、汚水・雑排水・湧水を分離貯留するのが望ましい。
- (2) 排水槽の底には吸い込みピットを設けること。(※)

- (3) 排水槽（湧水槽を除く）の底は、吸い込みピットに向かって15分の1以上10分の1以下の勾配をつける、また内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。（※）
- (4) 吸い込みピットの大きさは必要範囲内におさえること、またポンプの周囲・下部に200mm程度の隙間をとること。
- (5) 建築物の外部に直接開放され、かつ、衛生上の対策が講じられた通気装置等を設けること。（※）
- (6) 臭気の漏れない構造とすること。（※印）

（汚水の貯留に対する考え方）

- (1) 排水槽に水を溜める場合は、湧水のようなキレイな水とし、汚水・雑排水は長時間貯留させずに、速やかに排水させるようにする。
- (2) ポンプの始動水位・停止水位は可能な限り低くするとともに、運転方法は水位制御と、時間（タイマー）制御の併用方式とし、排水槽の貯留時間を短くする。（2時間程度が理想）
- (3) 汚水を長時間滞留せぬに排水させるために、排水槽の大きさは流入量に見合った大きさとし、小さなポンプで稼動頻度を多くすることが望ましい。
- (4) 午前1時から午前6時の間に時間制御で排水する場合で長時間滞留するような排水槽の場合は、ばっ気装置・攪拌装置などの臭気防止装置を設置すること。

（その他）

- (1) 浮遊物質や油脂を多く含むちゅう房から、排水槽に流入する排水系統にはグリース阻集器などの設置を促す。

項目の一部（※）は「建築基準法施行令第129条の2の2」に基づく「昭和50年建設省告示1597号の規定」を参照

6. 現地検査・指導について

- (1) 申請書類と現地施工済排水槽の構造照合
- (2) ポンプ運転動作状況検査
- (3) 申請書類と不一致の場合、手直しについての指導
- (4) 再検査についての指導・打合せ

7. 既存排水槽の取扱い

- (1) 建物所有者の申請に基づき夜間排水を行っている排水槽について、当該方針（滞留させないこと）と実態の整合性を一層図る観点から時間制限の解除をお願いする。ただし、制限行為許可、市街化調整区域など設置確認時に「排出量の制限」を課している排水槽は除く
- (2) 排水槽の容量と流入量の差異から滞留が2時間を超える施設の運転方法を水位制御と時間（タイマー）制御の併用方式に改造するよう指導する。

（施行期日）

この指導方針は、平成16年4月1日から施行する。

（施行期日）

この指導方針は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

この指導方針は、令和元年8月1日から施行する。